

2022年度 運輸安全マネジメントに 関する取り組み



＜事業の種類＞

一般乗合旅客自動車運送事業

一般貸切旅客自動車運送事業

川越観光自動車株式会社

はじめに	P 2
1 輸送の安全に関する基本的な方針	P 3
2 事故防止目標	P 4
3 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）	P 4
4 輸送の安全に関する重点施策	P 4
5 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P 5
6 輸送の安全に関する計画	P 5
7 輸送の安全に関する投資等の実績額	P 9
8 事故・災害等における対応	P 9
9 安全統括管理者	P 9
10 安全管理規程	P 9
11 輸送の安全に関する教育及び研修計画	P 10
12 外部講習会やセミナー等への出席	P 10
13 健康管理	P 10
14 実施した主な事故防止教育等及び 事故防止に関する取り組み実績	P 11
15 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置	P 13
16 行政処分	P 13
17 貸切バス事業者安全性評価認定制度の評価認定について	P 14
18 新型コロナウィルス感染症対策について	P 14
19 地域社会との取組による安全確保について	P 16
【別紙1】輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	P 17
【別紙2】事故・災害等に関する報告連絡体制 (運転事故処理体制図)	P 18
【別紙3】安全管理規程	P 19

は じ め に

平素は川越観光自動車をご利用くださいましてありがとうございます。

当社は、死亡事故ゼロ・有責重大事故ゼロ、行政処分ゼロの『トリプルゼロ』を長きにわたり継続してまいりましたが、2019年2月28日16時50分に、小川町駅発みどりが丘循環線において、健康起因による有責重大事故を発生させてしまいました。

当該バスに乗車されていたお客様をはじめ、被害に遭われた皆様には多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

また、深夜の復旧作業によりご迷惑をおかけした近隣住民の皆様を始め、日頃よりバスをご利用になるお客様、地域の皆様にご不便、ご心配をおかけいたしましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

現在、当社では今回の事故を風化させず、このような事故を二度と発生させないよう、「川越観光自動車安全の誓い」を定めて安全最優先の企業風土を築きつつ、体調不良時や危険を察知した場合には躊躇せず、停車中であれば動き出さない、走行中であれば速やかに安全な場所へ一旦停車することを徹底させるとともに、全社員を対象に脳MRI・MRA健診を実施するなど、健康管理体制の充実に取り組んでまいりました。

今後も、お客様、地域の皆様が安心して当社路線バスを御利用になれますよう、地域公共交通事業者としての使命を改めて自覚し、全社を挙げて信頼の回復と安全性の向上に邁進してまいります。

川越観光自動車 安全の誓い

- 私たちは 小川町で起こしてしまった 路線バス重大事故を決して忘れず 教訓にいたします
- 私たちは 体調に異変を感じたり走行環境において危ないと思ったら ためらわずに運転を取りやめます
- 私たちは プロの運転士として 不安や迷惑となるような運転は 絶対にいたしません
- 私たちは かけがえのない命と財産を預かる職業として常に模範運転者で あり続けます
- 私たちは 安全と安心を揺るぎない信頼につなげていきます

2019年3月15日 制定

1 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 取締役社長をはじめとして全役員・管理職は、輸送の安全確保が事業及び経営において最大の根幹であり、社会的使命であることを常日頃から強力に認識し、輸送の安全確保、全従業員の安全意識向上に主導的役割を果たすよう鋭意取り組んでおります。また、安全に関する声へ真摯に耳を傾け、また現業部門のみならず全部門の状況を遺漏・遅滞なく把握し、従業員に対して輸送の安全確保が何よりも重要であるという意識を徹底させるよう行動いたします。
- (2) 本マネジメントに基づいて、輸送の安全に関する安全計画の作成（P）・計画の実施（D）・計画の点検評価（C）・計画の改善・見直し（A）（以下、PDCAサイクルと記します）を確実に実施するとともに、PDCAサイクルを応用したCAPDサイクルをも活用し、より迅速かつ確実に最新の情報や動向を取り入れながら、全従業員が一丸となって絶えず輸送の安全性向上に努めてまいります。
- (3) 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表していくとともに、全従業員が共有し、事故防止に役立ててまいります。
- (4) 地域社会の一員としても、東武グループの一員としても輸送の安全確保に欠かせない『川越観光自動車コンプライアンス基本方針』の精神に則り、関係法令及び諸規程の遵守に遺漏なく努めてまいります。

以上を踏まえた「2022年度 事故防止指針」は、次のとおりです。

2022年度 運転事故防止指針

～お客様や社会から信頼される川越観光自動車を目指して～

- ①輸送の安全確保・重大事故の根絶
- ②交差点や横断歩道通過時の安全確保・歩行者優先
(KEEP38プロジェクト：信号機のない横断歩道における歩行者等優先ルールを徹底)
- ③駅構内・ロータリーでの事故の根絶 (安全確認のための最徐行をおこなう)
- ④健康起因事故の根絶 (体調に異変を感じたら、必ず運行を中止する)
- ⑤危ないと思ったら動かない (止まる勇気・動かない勇気を持つ)
- ⑥飲酒運転・酒気帯び出勤の根絶
- ⑦後退事故の根絶
(路線バスの指定場所以外での後退禁止、一旦停止とバックモニター活用の徹底)
- ⑧車内事故の根絶 (着席完了確認、着席案内・発車案内の徹底)
- ⑨指差呼称の徹底 (「お客様に見せる」安全、安全最優先の意識を持つ)

2 事故防止目標・統計・実績

2022年度の事故防止目標と過去の統計・実績は次の通りであります。

目標 重大事故0件 有責事故件数9件以内(2022年度)			
年 度	事業種別	目標件数	発生件数
2019年度実績	乗 合	15件以内	16件
	貸 切		2件
	合 計		18件
2020年度実績	乗 合	15件以内	14件
	貸 切		0件
	合 計		14件
2021年度実績	乗 合	12件以内	9件
	貸 切		0件
	合 計		9件
2022年度目標	乗 合	9件以内	9件以内
	貸 切		0件
	合 計		2022年度目標9件以内

※2019年2月28日に発生した小川町駅発みどりが丘循環線の重大事故以来、重大事故は発生しておりません。

当該事故は、2019年2月28日(木)の夕方、当社運転士が乗務中に脳出血を起こして、小川町小川の交差点で当社乗合バスが道路脇の店舗兼住宅に突っ込んだ事故です。運転士とお客様の合計13名が負傷して、家屋等の器物も損傷させましたが、現在までに全て示談を完了しています。

3 事故統計(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

0件(ございません)

4 輸送の安全に関する重点施策(【別紙3】安全管理規程第4条)

- (1) 命の尊さを最も重んじる観点と模範的な立場にある旅客自動車運送事業者としての社会的責任からも、輸送の安全確保が絶対的かつ最重要であるという意識を全従業員が徹底し関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遺漏遅滞なく遵守すること。
- (2) 予算の確保、設備投資、費用支出を積極的に行い、輸送の安全確保に必要な体制の構築等の措置を行うよう努めること。
- (3) 社内内部監査を行った結果に基づき、輸送の安全確保において必要な是正措置もしくは予防措置を遺漏遅滞なく講じるよう努めること。
- (4) 輸送の安全確保において必要な情報連絡体制を確立・維持し、社内における必要な情報の伝達・共有を行うよう努めなければならない。また、情報連絡体制については、必要となった際に機能するよう隨時見直しもを行うこと。
- (5) 教育・指導・研修について輸送の安全確保における、具体的な計画を策定し、全従業員に対し定期的・計画的かつ的確に実施すること。
- (6) 当社及びグループ会社のみならず、共同運行会社、同業他社局、関係監督省庁、警察・消防、各自治体、各取引先等とも連携し、当社に関わる御乗客の皆様、地域の皆様方とともにさらなる輸送の安全確保に努めなければならない。
- (7) 各グループ企業間の連携を密接にして、互いに協力し合い、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

5 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

【別紙1】をご参照ください。

6 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

年度の事故防止指針を定めるとともに、旅客自動車運送事業運輸規則第38条における「旅客自動車運送事業者が運転士に対して行う指導監督指針」に基づき、年間教育計画を策定したうえで従業員研修とその理解度の検証を実施しており、事故防止活動の強化・定着に努めています。

また、国土交通省認定の外部リスクコンサルティング会社に協力をいただいて、従業員研修を実施しているほか、ドラレコ映像を活用して指導を行う管理者のレベルアップを図る研修も実施するなど、継続して事故防止の取り組みに努めています。

(2) 設備投資

車両に関する安全性向上のため、これまでに次の設備投資を行っており、今後も継続的に取り組んでまいります。

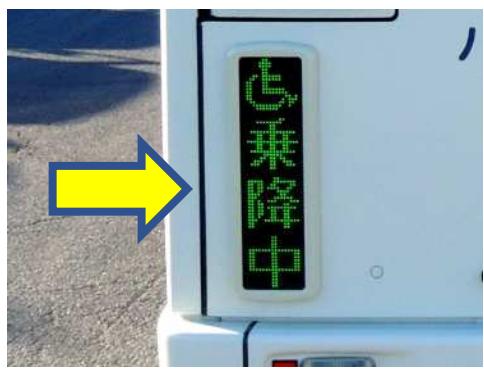
- ①計画的に最新性能の車両へ代替更新を進めてまいります。
 - ②補助ミラーとバックカメラ・バックモニター設置【左折時の巻込み防止・後退事故防止】
 - ③左折ワインカー作動時のアラームの設置【左折時の巻き込み防止】
 - ④バス停留所停車時の「乗降中表示装置」の設置【追突・すり抜け防止】
 - ⑤デジタルタコグラフ内蔵型ドライブレコーダー・カメラの搭載
- 【速度・運転時間・運転操作データ収集管理及び適切な指導の実施】
- ⑥ドライバー異常時対応システムの搭載（2018年度から、新車購入時にあわせて順次導入しています）【健康起因事故防止】
 - ⑦全車両にIP無線を搭載しバスの運行状況を確認できるシステムの構築



②補助ミラーの設置状況（写真左：ミラーの設置場所、右：車内から見た様子）



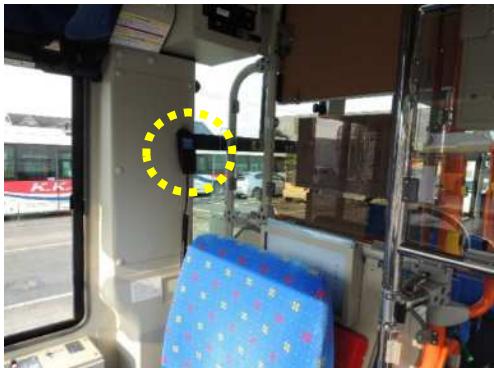
②バックカメラの設置場所（車両最後部）



④乗降中表示装置



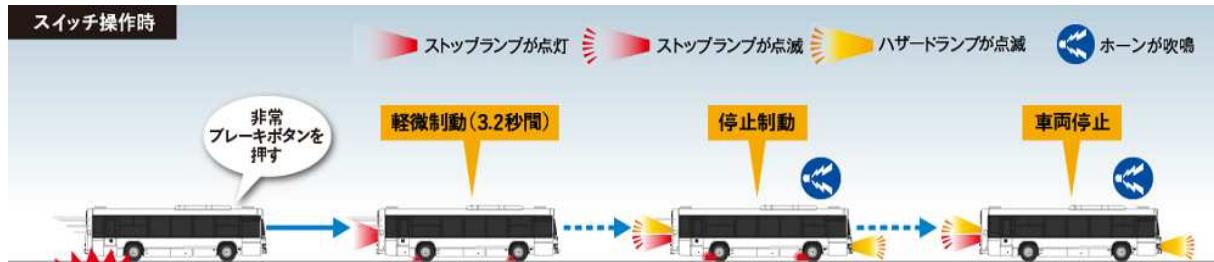
⑤ドライブレコーダー装置（黄色の丸印箇所にカメラを備えております）



⑦全車両にIP無線を設置し、バスの運行状況を把握できるシステムを構築しています。

【バスロケーションシステムにおけるお客様向けの案内ページイメージ（パソコン版画面）】

⑧【ドライバー異常時対応システムの動作状況】



ドライバー異常時対応システムとは、運転士の健康状態に異常が発生し、運転士自らの操作でバスをすぐに停車させることができなくなった場合、運転士又はお客様が緊急ボタンを操作し緊急停車を可能にするシステムです。

<乗合バス客席側スイッチ>



<貸切バス客席側スイッチ>



運転席にも非常停止スイッチを備えてあります。



なお、2022年度の安全輸送に関するおもな設備投資等の計画は以下のとおりです。

2022年度主要設備投資計画		
機器 関係	新車購入（大型2両・中型5両）	139,800千円
	バス停留所標識更新	1,277千円
	洗車機更新工事一式	14,825千円
教育・ 健康管理 関係	自動車安全運転センター研修費用	100千円
	健康管理費用（健康起因事故防止）	
	※定期健康診断・SAS検査・脳MRI検診・ ストレスチェック等	4,000千円
	国土交通省認定外部リスクコンサルティング	
	会社による安全教育及び適性診断費用	1,000千円
	管理者レベルアップ講座費用	360千円

※上記の計画は事情により変更となる場合があります。

（3）安全運動の実施

春の全国交通安全運動（4月）および秋の全国交通安全運動（9月）のほか、夏季「輸送の安全総点検運動」（例年7月15日～8月5日頃）、年末年始「輸送の安全総点検運動」（例年12月10日～1月10日頃）などの安全運動を年4回実施して、事故防止の徹底ならびに安全意識の高揚を図っています。

本運動期間中は、事故防止学習会を開催するほか、役員による点呼立ち合い、管理者による街頭指導等を実施し、運行管理体制および実作業の点検を行い、輸送の安全性向上に努めてまいります。

（4）運輸安全マネジメント委員会の開催

経営トップ、安全統括管理者、実務者（営業所長等）、および運転士の代表者が出席して、輸送の安全に関するあらゆる事項について審議するとともに、情報共有のうえ事故防止に努めるため、2か月に1回、開催しています。

本委員会では、ドライブレコーダー映像を活用した事故の検証と再発防止のための意見交換、会社全体のコミュニケーションや安全施策に関するP D C Aサイクルを実践し、安全管理体制の充実を図っています。

なお、当社は朝日自動車グループに属していますが、2018年からは朝日自動車グループ運輸安全マネジメント委員会にも出席し、グループ各社の取組事例や事故例を参考にするなど、継続して安全体制の構築に努めています。

7 輸送の安全に関する投資等の実績額

2021年度における輸送の安全性向上にむけた投資等（ノンステップバス新車購入、安全装置導入、停留所施設の改善、従業員教育費用、健康管理費用など）は、以下の通りであります。

なお、バス車両は全車ドライブレコーダーを装備し、新車についても最初から装備した状態で導入するなど、常に安全面や環境面においても最新の技術が取り入れられるよう努めています。



機器関係	新車購入（大型2両・中型4両・小型2両）	162,682千円
	バスロケーションシステムお客様向け ご案内サイト開設（スマートフォン・パソコン用）	9,000千円
	バス停留所標識更新	995千円
教育・ 健康管理 関係	国土交通省認定外部リスクコンサルティング 会社による安全教育及び適性診断費用	786千円
	健康管理費用（健康起因事故防止） ※定期健康診断・SAS検査・脳MRI検診・	4,139千円
	ストレスチェック等	
	自動車安全運転センター研修費用	94千円
	管理者レベルアップ講座費用	360千円

なお、2021年度に導入した8両中、大型車1両は環境にやさしいハイブリッド車です。

8 事故・災害等における報告連絡体制

【別紙2】をご参照ください。

9 安全統括管理者

専務取締役 宇賀神 博

10 安全管理規程

巻末の【別紙3】「安全管理規程」をご参照ください。

11 輸送の安全に関する教育及び研修計画

(1) 現業部門の代表者

営業所長等の現業部門の代表者が運輸安全マネジメント委員会に出席し、経営トップ、安全統括管理者と意見を交えながら安全に関する知識の習得と安全意識の高揚を図っています。

また、営業所長等の管理者は、運輸安全マネジメント委員会で培った輸送の安全に関する知識を水平展開し、運転士の指導、教育に活用しています。

(2) 運行管理者

運行管理者に選任された者は、もれなく独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）による一般講習を受講しています。

(3) 運転士教育

年間教育計画を作成のうえ、各種安全運動の機会をとらえて事故防止学習会等を中心とした運転士教育を行い、輸送の安全性向上に努めています。

また、適性診断を3年に一回受診し、その結果をもとに自らの運転特性について理解を深めるとともに、管理者が安全運転への指導教育を行なっています。

12 外部講習会やセミナー等への出席

国土交通省、自動車事故対策機構（NASVA）、バス協会等が主催する輸送の安全性向上に寄与する講習会やセミナー（運輸安全マネジメントセミナー・運輸防災マネジメントセミナーなど）に積極的に出席し、最新の情報収集ならびに知識の習得に努めて、社内の体制改善や研修教育のレベルアップに役立てています。

また、引き続き健康起因による運転事故の防止を図るため、健康管理に関する講習会に出席するほか、車両性能の向上に伴い機器面での対策が重要になっているため、最新技術の知識を習得するための講習会にも積極的に参加しています。

13 健康管理

当社は、2019年2月28日に小川町駅～みどりが丘循環線において運転士の健康起因による重大事故を発生させており、運転士の健康管理が事故防止の観点で最重要課題であると考え、再発防止に向け以下の取り組みを実施しています。

(1) 健康診断および各種健診の実施

労働安全衛生法に基づく雇い入れ時および年2回の定期健康診断（胃がんリスク検査、大腸がん検査を含む）をもれなく実施するとともに、脳疾患予防のための脳MRI・MRA健診、睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査、ストレスチェック等も全員対象で実施するなど会社として健康管理体制を構築し、輸送の安全確保に努めています。

(2) 健康管理指導

国土交通省策定の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、定期健康診断実施後の健康管理フローを定め、管理部門全体で健康状態を把握する体制のもと、運転士の健康状態の把握と適切な指導を行っています。

また、重大事故が発生した28日を「健康起因事故防止の特別強化日」として設定し、毎月28日の重点項目として、点呼において、「体調に異常を感じた場合は、必ず運行を中止する」旨を、繰り返し確認しています。

14 実施した主な事故防止教育等及び事故防止に関する取り組み実績

(1) 事故防止学習会（集合教育）



開催月	受講者数(人)	
	事務員(運行管理者含む)	運転士
2021年4月	17	108
2021年7月	17	109
2021年9月	18	107
2021年12月	18	108

(2) ドライブレコーダー映像による教育

毎回の事故防止学習会では、当社で発生した事故やヒヤリハット事例を記録したドライブレコーダー映像を活用し、事故原因および安全対策についてディスカッションを行い、実践に即した教育を取り入れています。



(3) 警察講習

2021年9月には、東松山警察署より講師を迎えて、安全運転や交通法規遵守に係る意識・知識の向上を図りました。



(4) 外部コンサルティング講習

2021年12月に開催した事故防止学習会では、SOMPOジャパンリスクマネジメント（株）（国土交通省認定外部リスクコンサルティング会社）から講師を招き、ドライブレコーダー映像による事故分析、他社の事故事例や安全対策に関する講習を受けました。



(5) 新入社員教育

当社で新たに採用した運転士に対しては、経験の有無にかかわらず、関係法令・諸規則、バス乗務員としての心構えを教育するとともに、運転操作や路線習熟について指導運転士が指導する実車訓練を行っております。

(6) 後退（バック）事故を防ぐための取組

後退時の事故を防ぐため、2021年度には全社員を対象とした2段階（多段階）停止による後退操作の訓練を実施しました。一度で後退せず、安全を確認しながら2段階以上停止しする習慣を身につけ事故予防に努めております。



(7) タイヤチェーン脱着訓練

近年では雪道の運転やチェーンの使用経験がない運転士も増えてきていることから、降雪期を控えた時期に、降雪時の運転操作についての注意事項と合わせて、タイヤチェーンの脱着訓練を実施しております。

(8) 非常口訓練及びAED講習会の実施

2021年12月の事故防止学習会に併せ、全従業員を対象に非常口訓練を行い、非常口の操作方法や避難誘導等の手順、心得等を再確認いたしました。

また営業所内へのAED導入を受け、2021年11月にはAED講習会も実施しております。



15 輸送の安全に関する内部監査結果及び改善措置

2022年3月に実施した内部監査で安全管理に関する取り組み状況を確認し、継続的に改善を図りました。引き続き、内部監査を継続的に実施して一層の安全性向上に取り組んでまいります。

16 行政処分

当社は、2019年2月28日に小川町駅～みどりが丘循環線で発生した重大事故に伴い、国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局による監査を受けた結果、2019年5月21日付で文書警告を受けました。

今後の事業運営にあたりましては、関係法令の遵守とともに安全管理体制の継続的な見直し、ならびに改善を行い、輸送の安全確保に取り組んでまいります。

なお、当該事故の再発防止策は、次の通りであります。

- ・万が一運行中に体調の異常を感じた場合には直ちに運行を中止する事の再徹底・健康起因事故防止の特別強化日設定（毎月28日）、「安全の誓い」の制定
- ・ドライバー異常時対応システム搭載車両の導入
- ・健康管理体制の再構築、全従業員を対象にした脳MRI・MRA検査の実施
運転士個々の健康状態に応じた業務指示の実施

※上記以降は、行政処分を受けておりません。

17. 貸切バス事業者安全性評価認定制度の評価認定について

『安全と信頼を得るために』

当社では2017年に日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度によって、貸切バスの安全輸送に対する取り組みが優良と認められ「セーフティバス（貸切バス事業者安全性評価1つ星）」を初めて取得後、2019年12月に2つ星の認定、そして2021年12月には3つ星認定を受けました。



貸切バス事業者安全性評価認定制度のシンボルマークは、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくなるとともに、この制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している制度です。

18. 新型コロナウィルス感染症対策について

新型コロナウィルス感染症の拡大を防止するため、乗務員の「手洗い」「うがい」「アルコール消毒」「マスク着用」「出勤時の体温チェック」を徹底しております。

また、車内における感染防止シートの設置や、一部座席の使用を停止するほか、車内への消毒液設置、車内換気のため「扉・窓の開閉」や「車内換気装置の作動」、「空間除菌機を使ったウイルスの感染予防（クレベリンによる除菌）」「抗菌・抗ウイルス光触媒加工」を実施しております。

お客様におかれましても、「手洗い」「うがい」の徹底や「マスクの着用」「咳エチケット」のご協力をお願いいたします。あわせて、車内混雑緩和のため、「時差出勤・通学」への取り組みにもご協力をお願いいたします。



感染防止シートの設置状況例



一部座席の使用停止状況例



〔消毒液の設置例〕



! 感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

流水でよく手を洗った後、石けんをつけてのりらぶふくさります。
手のひらのまわりにこすります。
指先、小の指を含めこすります。
手の裏を洗います。
両手とこのひらをもじり洗します。
手首も両手にこすります。
石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取っておかれます。

正しい手の洗い方

手のひらのまわりにこすります。
指先、小の指を含めこすります。
手の裏を洗います。
両手とこのひらをもじり洗します。
手首も両手にこすります。
石けんで洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取っておかれます。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

両手で口を覆ふ
咳やくしゃみをさす
マスクを用いる
マスクを覆ふ
ティッシュペーパーで
二冊を覆ふ
専門家連絡
学生会議
立入り

正しいマスクの着用

鼻と口の両方を
覆ふ
口ひじを耳にかかる
鼻がひじょう
あひじ

新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために

国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心とした感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、**小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止**です。

※「小規模患者クラスター」とは、感染経路があるいは本人から数一人複数の患者の集団のことです。

◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。

◆一方、スポーツジム、屋形船、ピュッフェスタイルの会食、往復、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まるこ^ととを避けてください。

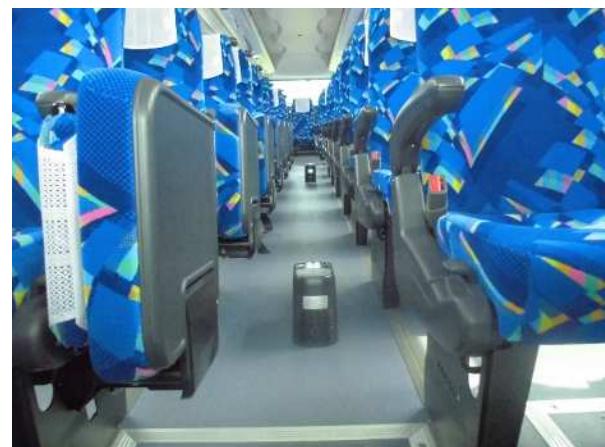
◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、風通しの悪い空間をなるべく作らないなど、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の検査情報や研究により変わることもありますが、現時点でも最もとされるべき注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期段階、専門医チームの派遣、データの収集分析などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設け、各都の支援に取り組んでいます。

厚生労働省 令和2年3月1日版

[掲出している啓発ポスターの例]



[空間除菌機を使ったウイルスの感染予防]



[写真左：光触媒加工用スプレーを用いた車内抗ウイルス加工 右：バス車内の消毒作業]

19. 地域社会との取組を通じた安全確保について

安全確保には地域社会の連携も欠かせません。

弊社では、埼玉県警察が実施しております歩行者優先「KEEP38プロジェクト」において、2021年10月1日に埼玉県警察本部より歩行者優先（道路交通法第38条「歩行者優先義務」）へ向けた事故防止に対する取組としてモデル事業所に指定されました。

この指定を通じ、歩行者保護の浸透、模範運転等に向けた意識の向上や取組の促進を図り、より安全な輸送サービスを提供してまいります。



＜ご参考＞KEEP38プロジェクトとは、埼玉県警察が主唱し、道路交通法第38条（横断歩道における歩行者等の優先）の内容を運転者自らが認識し実践することを促進するために道路交通法第38条の趣旨と歩行者保護実践を広める運動です。この運動は2020年11月から展開されており、弊社をはじめ埼玉県バス協会に加盟する事業者がモデル事業所としてこのプロジェクトに参加しております。参加事業者は上記のロゴマークをバス車体に貼付し広くプロジェクト趣旨の浸透に取り組んでおります。

● 「危険なバス停留所の改善」について



移転前（横断歩道直ぐの箇所）



移転後（矢印と黄色○で囲んだ箇所）

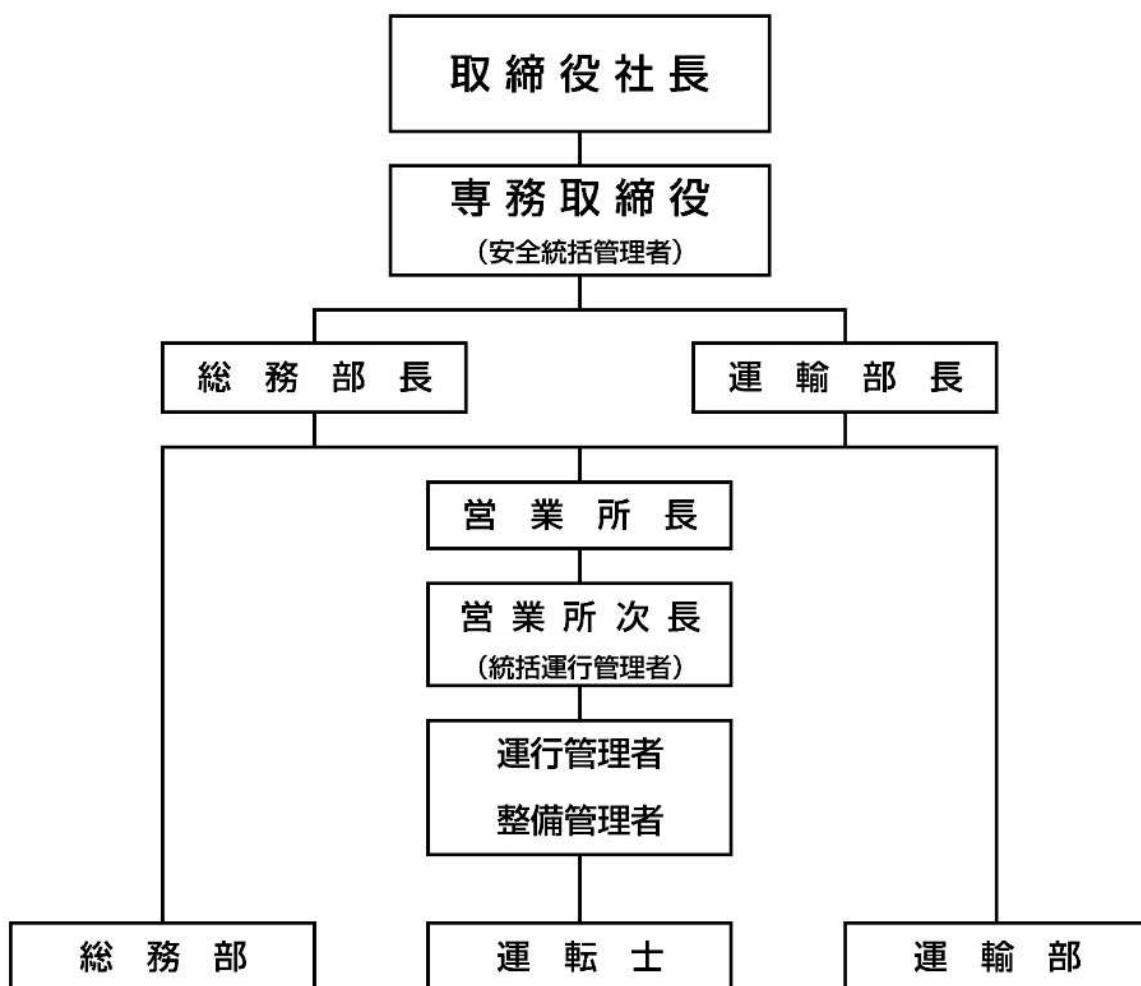
危険なバス停（正式には「バス停留所の安全性確保対策」とも呼ばれます）対策について弊社路線では北本市にある、北本団地線「団地センター前」バス停（上り北本駅方面ゆき）が横断歩道より直ぐの場所にあることから該当したことを受け、地元関係各位と調整の結果、2021年7月に15mほどバス停標識を移転し、停車位置を変更することで解消いたしました（但し同所のバス停上屋については、団地内の制約によりすぐに移転が出来ないため、今後対応する予定です）

今後も弊社では、地域社会とも連携し、より安全で使いやすい輸送サービスの実現を目指してまいります。

【別紙1】輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

川越観光自動車株式会社
輸送の安全に関する組織体制および
指揮命令系統

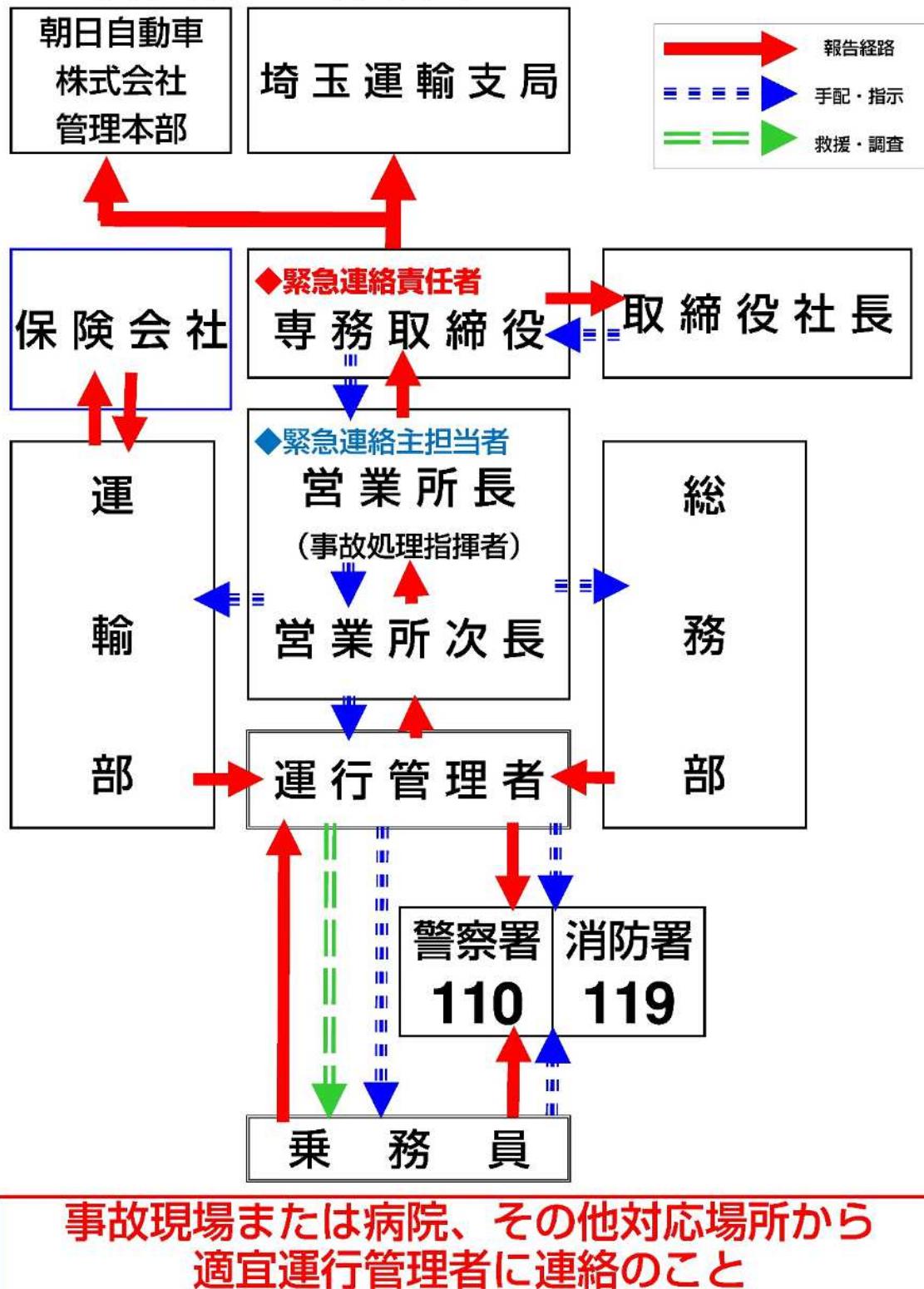
2022年4月1日現在



【別紙2】事故・災害等に関する報告連絡体制（運転事故処理体制図）

2022年4月1日現在

運転事故処理体制図



【別紙3】 川越観光自動車安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理体制について
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理方法について
- 第五章 補則

第一章 総則

(目的)

第一 条 この規程（以下「本規程」と記す）は、道路運送法（以下「法」と記す）第22条の2第2項に基づき、輸送の安全を確保するために遵守しなければならない事項を定め、もって輸送の安全性向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二 条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業（乗合・貸切・特定を問わず）に係る業務活動全般に適用されるものとする。

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三 条 基本的な方針は、次の1から4のとおりとする。

- 1 取締役社長をはじめとして全役員・管理職は、輸送の安全の確保が事業及び経営において絶対的かつ最大の根幹であることを常に強力に認識し、特に取締役社長は旗頭として輸送の安全確保に主導的・先導的役割を果たすよう鋭意取り組まなければならない。また、全ての現場において、安全に関する声に真摯に耳を傾け、現業部門のみならず全部門の状況を遺漏・遅滞なく把握し、全従業員に対して輸送の安全が何よりも重要であるという意識を徹底させるよう行動しなければならない。
- 2 本規程及び輸送安全マネメントに基づいて、輸送の安全に関する、安全計画の作成（P）・計画の実施（D）・計画の点検評価（C）・計画の改善・見直し（A）を確実に実施するとともに、最新の情報や動向を常に取り入れながら見直すを行い、全従業員が一丸となって安全輸送の完遂を果たすよう、絶えず輸送の安全性向上と維持・継続に努めていかなければならない。
- 3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表していくとともに、全従業員が共有し、即時回答できるよう対応すること。
- 4 地域社会の一員としても、東武鉄道グループの一員としても輸送の安全確保に欠かせない『東武グループコンプライアンス基本方針』の精神に則り、関係法令及び諸規程の遵守に遺漏遅滞なく努めること。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四 条 重点施策は、次の1から6のとおりとする。

- 1 命の尊さを最も重んじる観点と、模範的な立場にある旅客自動車運送事業者としての社会的責任からも、輸送の安全確保が絶対的かつ最重要であるという意識を全従業員が徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遺漏遅滞なく

- 遵守すること。
- 2 予算の確保、設備投資、費用支出を積極的に行い、輸送の安全確保に必要な体制の構築等の措置を行うよう努めること。
 - 3 社内内部監査を行った結果に基づき、輸送の安全確保において必要な是正措置もしくは予防措置を遺漏遅滞なく講じるよう努めること。
 - 4 輸送の安全確保において必要な情報連絡体制を確立・維持し、社内における必要な情報の伝達・共有を行うよう努めなければならない。また、情報連絡体制については、必要となった際に機能するよう隨時見直しも行うこと。
 - 5 教育・指導・研修について輸送の安全確保における、具体的な計画を策定し、全従業員に対し定期的・計画的かつ的確に実施すること。
 - 6 当社及びグループ会社のみならず、共同運行会社、同業他社局、関係監督省庁、警察・消防、各自治体、各取引先等とも連携し、当社に関わる御乗客の皆様、地域の皆様方とともにさらなる輸送の安全確保に努めなければならない。
 - 7 各グループ企業間の連携を密接にして、互いに協力し合い、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条により掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理体制について

(取締役社長等の責務)

第七条 取締役社長は、次の1から3のとおり責務を定めるものとする。

- 1 輸送の安全確保に関する最終的かつ絶対的な責任を有する。
- 2 取締役会は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 取締役会は、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 取締役会は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行うものとする。

(社内組織)

第八条

- 1 輸送の安全確保について責任ある体制を構築するために、次の(イ)から(ニ)に掲げる者を選任し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行わなければならない。
 - (イ) 安全統括管理者
 - (ロ) 運行管理者
 - (ハ) 整備管理者
 - (ニ) その他必要な責任者
- 2 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関し、営業所内部を統括し、指導監督を行う。
- 3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第九条

- 1 取締役の内、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号(1)から(3)のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難となったとき。
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第一〇条 安全統括管理者は、次の(1)から(9)に掲げる責務を有する。

- (1) 全役員・全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要なという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持継続させること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実かつ着実に遗漏なく実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全役員・全従業員に対し周知徹底を図ること。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、取締役会に報告すること。
- (6) 取締役会等に対し、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が法令に則り厳正厳格に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、全役員・全従業員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業実施及びその管理方法について

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を遗漏遅滞なく着実かつ正確に実施しなければならない。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第十二条 社長をはじめとする経営陣及び、現業部門や運行管理者と運転士等などの双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めなければならない。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、可及速やかに遗漏遅滞なく直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じなければならない。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故及び災害などに関する報告連絡体制は次のとおりとする。

- 1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、取締役会または社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努めなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行なわなければならない。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があつた場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を遺漏遅滞なく可及速やかに行わなければならない。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実かつ正確に実施するものとする。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施するものとする。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を遺漏遅滞なく可及速やかに実施しなければならない。

さらに、安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役会に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を遺漏遅滞なく可及速やかに講じなければならない。

特に、重大事故を惹起した場合や、悪質な法令違反等に起因する、輸送の安全確保における脅威となるよう非常事態には、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度かつ再発防止に寄与する安全確保のための措置を遺漏遅滞なく可及速やかに講じなければならない。

(情報の公開)

第十七条 情報の公開は、次の1から2のとおりとする。

- 1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育および研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容について

- ては、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 運輸規則47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 記録管理については、以下の1から3のとおりとする。

- 1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的かつ適時適切に見直しを行う。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを3年間保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

第五章 補則

(付 則)

本規程は、平成18年10月1日から実施する。

本規程は、平成25年10月1日から一部改訂する。

以上